

お 知 ら せ

21.12.21
循環型社会推進課
(内線2358)

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物処理法に違反した有限会社黒田建材輸送に対し、次のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1 被処分者

南宇和郡愛南町御荘長洲1306番地
有限会社黒田建材輸送(代表取締役 徳川直美)

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年12月21日

4 処分理由

被処分者は、平成21年1月30日頃から6月6日頃までの間、7回にわたり、許可処分場外である愛南町緑甲1193番地付近に、産業廃棄物であるコンクリートくず等合計約52トンを、みだりに捨てたものである。

このことは、投棄禁止を規定した廃棄物処理法第16条に違反し、法第14条の3の2第1項第2号の許可取消しの要件及び法第15条の3第1項第2号の許可取消しの要件に該当する。

5 聴聞

行政処分に当たり、行政手続法に基づく聴聞を12月16日に実施し、被処分者は違反事実を認めた。

6 その他

- (1) 県では、被処分者に不法投棄廃棄物の適正処理を指導し、同社はこれに応じ、不法投棄した廃棄物をすべて撤去した。また、同社は、許可処分場内の廃棄物埋立場所に厚さ1mの覆土を行い、施設の廃止に相当する措置を取った。
- (2) 不法投棄による周辺環境への影響を調査するため、処分場及び周辺5箇所の水質検査を実施したところ、いずれも環境基準値内であり、周辺への影響は認められなかった。
- (3) 本件は宇和島保健所による定期立入調査や県防災ヘリコプターによる上空からのスカイパトロールで処分場外での埋立が懸念されたことから、本年9月1日に当課と宇和島保健所が合同で法人事務所及び現地への立入調査を実施したところ、処分場外への産業廃棄物の埋立事実を確認したものである。